

総務文教委員会

平成31年2月28日(木)

10時00分～ 時 分

全員協議会室

(委員) 野藤委員長、小川副委員長、沖田委員、西川委員、永見委員、佐々木委員、道下委員
西田委員

(議長・委員外議員)

(総務文教委員会 所管管理職)

近重副市長

[市長公室] 佐々木市長公室長

[総務部] 砂川総務部長、山根総務課長、西谷行財政改革推進課長

湯浅行財政改革推進課副参事(教育施設再編推進室長)

馬場安全安心推進課長、西川人事課長、久佐情報政策課長

村瀧人権同和教育啓発センター所長(人権同和教育室長)

[地域政策部] 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長

田中地域プロジェクト推進室長

[財務部] 宮崎財務部長、森脇税務課長、土谷資産税課長、草刈財政課長

有福契約管理課長

[金城支所] 吉永金城支所長、原田金城支所防災自治課長(金城分室長)

[旭支所] 塚田旭支所長、佐々尾旭支所防災自治課長(旭分室長)

[弥栄支所] 河上弥栄支所長、三浦弥栄支所防災自治課長(弥栄分室長)

[三隅支所] 斎藤三隅支所長、小松三隅支所防災自治課長(三隅分室長)

[会計課] 原田会計管理者(会計課長)

[教育委員会] 石本教育長、佐々木教育部長、古森教育総務課長、市原学校教育課長

牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、

長見青少年サポートセンター所長、外浦文化振興課長

[選挙管理委員会] 森下選挙管理委員会事務局長

[監査委員・公平委員会] 栗栖監査委員事務局長(公平委員会上席職員)

[消防本部] 佐々木消防長、中村総務課長、齋藤予防課長、~~本田警防課長~~

大驛通信指令課長、~~田中浜田消防署長~~、尾崎東部消防署長

~~琴野西部消防署長~~

(事務局) 篠原書記

【議 題】

- 1 議案第1号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第2号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第10号 浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第11号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第16号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について
- 6 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7 請願審査
 - (1) 請願第3号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について
- 8 陳情審査
 - (1) 陳情第73号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について
 - (2) 陳情第85号 美又国民保養センター指定管理の申請で新設法人から受付を認めないことを求める陳情について
 - (3) 陳情第86号 指定管理の抜け道に新設法人が利用されないことを求める陳情について
 - (4) 陳情第87号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について

- (5) 陳情第 88 号 指定管理の添付書類の見直しを求める陳情について
 - (6) 陳情第 89 号 指定管理者制度の見直しを求める陳情について
 - (7) 陳情第 90 号 学校内の事故対応における情報共有化や注意喚起及びマニュアルの見直しを求める陳情について
 - (8) 陳情第 91 号 業務記録を残すことを求める陳情について
- 9 執行部からの報告事項
- (1) 新たな津波ハザードマップについて
 - (2) 浜田市公衆無線 LAN の運用開始について
 - (3) シングルペアレント就労人材育成事業の進捗状況について
 - (4) 浜田 de しごと合宿インターンシップ事業について
 - (5) 瀬戸ヶ島埋立地の活用に向けた取組について
 - (6) 浜田市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
 - (7) 浜田市立学校統合計画審議会（答申）について
 - (8) 平成 30 年度島根県学力調査の概要について
 - (9) 国府公民館有福分館の移転に伴う旧有福小学校の改修について
 - (10) 図書館システム更新作業に伴う臨時休館について
 - (11) その他
- 10 所管事務調査について
- (1) サンビレッジ浜田（スケート場）の利用状況等について
- 11 その他

**平成 31 年 3 月浜田市議会定例会
条例議案新旧対照表**

（総務文教委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第1号	浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第2号	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について	…	2ページ
議案第10号	浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第11号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	…	5ページ

現行	改正後（案）																
<p>（インターネットサービスの利用）</p> <p>第26条 〔略〕</p> <p>2 前項の承認を得た者は、次に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、利用の休止及び休止の解除の際の使用料については、第29条の規定を準用する。</p>	<p>（インターネットサービスの利用）</p> <p>第26条 〔略〕</p> <p>2 前項の承認を得た者は、次に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、利用の休止及び休止の解除の際の使用料については、第29条の規定を準用する。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 496 696 544">インターネット回線の区分</th> <th data-bbox="696 496 1111 544">使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 544 696 592"><u>標準回線（1.5Mbps）</u></td> <td data-bbox="696 544 1111 592"><u>1,620円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 592 696 639"><u>高速回線（15.0Mbps）</u></td> <td data-bbox="696 592 1111 639"><u>3,240円</u></td> </tr> </tbody> </table>	インターネット回線の区分	使用料（月額）	<u>標準回線（1.5Mbps）</u>	<u>1,620円</u>	<u>高速回線（15.0Mbps）</u>	<u>3,240円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 496 1637 544">インターネット回線の区分</th> <th data-bbox="1637 496 2143 544">使用料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 544 1637 592"><u>1メガ回線（下り最大1Mbps）</u></td> <td data-bbox="1637 544 2143 592"><u>1,404円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 592 1637 639"><u>3メガ回線（下り最大3Mbps）</u></td> <td data-bbox="1637 592 2143 639"><u>2,484円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 639 1637 687"><u>10メガ回線（下り最大10Mbps）</u></td> <td data-bbox="1637 639 2143 687"><u>3,240円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 687 1637 735"><u>30メガ回線（下り最大30Mbps）</u></td> <td data-bbox="1637 687 2143 735"><u>3,780円</u></td> </tr> </tbody> </table>	インターネット回線の区分	使用料（月額）	<u>1メガ回線（下り最大1Mbps）</u>	<u>1,404円</u>	<u>3メガ回線（下り最大3Mbps）</u>	<u>2,484円</u>	<u>10メガ回線（下り最大10Mbps）</u>	<u>3,240円</u>	<u>30メガ回線（下り最大30Mbps）</u>	<u>3,780円</u>
インターネット回線の区分	使用料（月額）																
<u>標準回線（1.5Mbps）</u>	<u>1,620円</u>																
<u>高速回線（15.0Mbps）</u>	<u>3,240円</u>																
インターネット回線の区分	使用料（月額）																
<u>1メガ回線（下り最大1Mbps）</u>	<u>1,404円</u>																
<u>3メガ回線（下り最大3Mbps）</u>	<u>2,484円</u>																
<u>10メガ回線（下り最大10Mbps）</u>	<u>3,240円</u>																
<u>30メガ回線（下り最大30Mbps）</u>	<u>3,780円</u>																

浜田市防災行政無線施設条例（平成18年浜田市条例第9号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表第1（第2条関係） 固定系無線施設			別表第1（第2条関係） 固定系無線施設		
種類	設置場所	位置	種類	設置場所	位置
1 送信設備 （親局）	〔略〕	〔略〕	1 送信設備 （親局）	〔略〕	〔略〕
2 中継設備 （中継局）	〔略〕	〔略〕	2 中継設備 （中継局）	〔略〕	〔略〕
3 受信設備 （浜田自治 区）	〔略〕	〔略〕	3 受信設備 （浜田自治 区）	〔略〕	〔略〕
（金城自治区）	〔略〕	〔略〕	（金城自治区）	〔略〕	〔略〕
（旭自治区）	〔略〕	〔略〕	（旭自治区）	〔略〕	〔略〕
（弥栄自治区）	〔略〕	〔略〕	（弥栄自治区）	〔略〕	〔略〕
（三隅自治区）	岡見公民館敷地 須津集会所敷地 松原海岸 岡見住宅団地 礼光寺敷地 旧三保小学校敷地 旧三隅中学校敷地 老人福祉センターみ すみ荘敷地 河内 矢原 旧黒沢小学校敷地	浜田市三隅町岡見516番地 浜田市三隅町岡見525番地 浜田市三隅町岡見1339番地1先 浜田市三隅町岡見4599番地 浜田市三隅町古市場1283番地甲 浜田市三隅町湊浦120番地 浜田市三隅町三隅289番地5 浜田市三隅町向野田605番地2 浜田市三隅町河内521番地1 浜田市三隅町矢原469番地4 浜田市三隅町黒沢722番地3	（三隅自治区）	岡見公民館敷地 須津集会所敷地 松原海岸 岡見住宅団地 礼光寺敷地 旧三保小学校敷地 旧三隅中学校敷地 老人福祉センターみ すみ荘敷地 河内 矢原 旧黒沢小学校敷地	浜田市三隅町岡見516番地 浜田市三隅町岡見525番地 浜田市三隅町岡見1339番地1先 浜田市三隅町岡見4599番地 浜田市三隅町古市場1283番地甲 浜田市三隅町湊浦120番地 浜田市三隅町三隅289番地5 浜田市三隅町向野田605番地2 浜田市三隅町河内521番地1 浜田市三隅町矢原469番地4 浜田市三隅町黒沢722番地3

浜田市防災行政無線施設条例（平成18年浜田市条例第9号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
旧三隅南小学校敷地	浜田市三隅町下古和1518番地	旧三隅南小学校敷地	浜田市三隅町下古和1518番地
八幡センター敷地	浜田市三隅町井野ハ675番地4	八幡センター敷地	浜田市三隅町井野ハ675番地4
井野小学校敷地	浜田市三隅町井野ニ798番地	井野小学校敷地	浜田市三隅町井野ニ798番地
旧井野中学校敷地	浜田市三隅町井野ヘ1816番地2	旧井野中学校敷地	浜田市三隅町井野ヘ1816番地2
室谷コミュニティー	浜田市三隅町井野ト58番地	室谷コミュニティー	浜田市三隅町井野ト58番地
消防センター敷地		消防センター敷地	
〔新設〕		東平原上集会所付近	浜田市三隅町東平原300番地

浜田市地域集会施設等条例（平成17年浜田市条例第164号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>戸川生活改善センター</u>	<u>浜田市旭町本郷1213番地1</u>		
市木生活改善センター	浜田市旭町市木2919番地2	市木生活改善センター	浜田市旭町市木2919番地2
木田生活改善センター	浜田市旭町木田219番地2	木田生活改善センター	浜田市旭町木田219番地2
<u>重富生活改善センター</u>	<u>浜田市旭町重富235番地1</u>		
<u>山ノ内生活改善センター</u>	<u>浜田市旭町山ノ内755番地</u>		
<u>和田生活改善センター</u>	<u>浜田市旭町和田444番地</u>		
山ノ内農作業管理休養施設 旭豊館	浜田市旭町山ノ内917番地	山ノ内農作業管理休養施設 旭豊館	浜田市旭町山ノ内917番地
山ノ内農作業管理休養施設 旭豊2号館	浜田市旭町山ノ内2363番地	山ノ内農作業管理休養施設 旭豊2号館	浜田市旭町山ノ内2363番地
坂本構造改善センター	浜田市旭町坂本イ7番地1	坂本構造改善センター	浜田市旭町坂本イ7番地1
都川高齢者活動促進センター	浜田市旭町都川889番地	都川高齢者活動促進センター	浜田市旭町都川889番地
丸原センター	浜田市旭町丸原910番地1	丸原センター	浜田市旭町丸原910番地1
井野地区多目的研修集会施設 みのり会館	浜田市三隅町井野へ1198番地1	井野地区多目的研修集会施設 みのり会館	浜田市三隅町井野へ1198番地1
大谷地区活性化施設 八幡センター	浜田市三隅町井野8675番地4	大谷地区活性化施設 八幡センター	浜田市三隅町井野へ675番地4

現行	改正後（案）
〔新設〕	<p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>

浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

【議案第 16 号関係】

1 計画変更の概要

浜田市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の趣旨に沿った事業について過疎対策事業債の充当を計画していますが、現在、計画書未掲載であるため、未掲載の事業に過疎対策事業債を充てるため、同計画に 10 事業を追加する。

2 計画に追加する事業の概要

(1) (仮称) 浜田港公設市場整備事業

事業概要	浜田港内にあるしまねお魚センターに仲買売場機能を併設するための大規模改修を行う。
事業期間	平成 30 年度～平成 31 年度
事業費	576,500 千円
担当課	産業経済部 水産振興課 漁業活性化室

(2) アユ種苗生産供給拠点整備支援事業

事業概要	県内のアユ種苗を生産している江川漁業アユ種苗センターの老朽化に伴い新たな施設整備の支援を行う。
事業期間	平成 30 年度～平成 31 年度
事業費	6,598 千円
担当課	産業経済部 水産振興課

(3) ライディングパーク改修事業

事業概要	かなぎウエスタンライディングパークの施設改修及び車両の更新を行う。
事業期間	平成 30 年度～平成 31 年度
事業費	23,603 千円
担当課	金城支所 産業建設課

(4) 広島プロジェクト推進事業

事業概要	広島市に開設している浜田市広島事務所を運営し、企業誘致や経済交流の活性化を図る。
事業期間	平成 30 年度～平成 32 年度
事業費	47,145 千円
担当課	産業経済部 広島事務所

(5) 七条 2 2 号線道路改良事業

事業概要	市道七条 2 2 号線の道路拡幅改良を行う。
事業期間	平成 30 年度
事業費	56,500 千円
担当課	金城支所 産業建設課

(6) 井野 3 7 号線道路改良事業

事業概要	市道井野 3 7 号線の道路拡幅改良を行う。
事業期間	平成 30 年度～平成 32 年度
事業費	68,250 千円
担当課	都市建設部 建設整備課

(7) 公衆用無線 LAN 整備事業

事業概要	市役所庁舎、市立公民館、浜田駅等、市内 35 箇所に公衆用無線 LAN 環境の整備を行う。
事業期間	平成 30 年度
事業費	18,576 千円
担当課	総務部 情報政策課

(8) 長寿命化改修事業（公共下水道事業）

事業概要	公共下水道施設（旭・国府・三保三隅処理区）の長寿命化に伴う設備更新を行う。
事業期間	平成30年度～平成31年度
事業費	65,463千円
担当課	上下水道部 下水道課

(9) 長寿命化改修事業（農業集落排水事業）

事業概要	農業集落排水施設（雲城地区・三隅地区）の長寿命化に伴う設備更新を行う。
事業期間	平成30年度
事業費	7,971千円
担当課	上下水道部 下水道課

(10) 共同調理場施設改修機器更新事業

事業概要	浜田学校給食センターのボイラー設備の更新を行う。
事業期間	平成30年度、平成32年度
事業費	40,000千円
担当課	教育部 教育総務課

新たな津波ハザードマップの作成について

1 ハザードマップ作成について

島根県が平成 29 年 3 月に津波浸水想定の見直しを行ったことに伴い、浜田市の津波ハザードマップを更新します。

対象地区は浜田自治区及び三隅自治区の海岸線沿いで、県のシミュレーション結果を基に、日本海沖で発生した大規模地震により最大クラスの津波（L2 津波※）が発生した場合に予想される、浸水の区域と規模を表示します。

※ 想定津波の考え方

レベル 1：概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波。

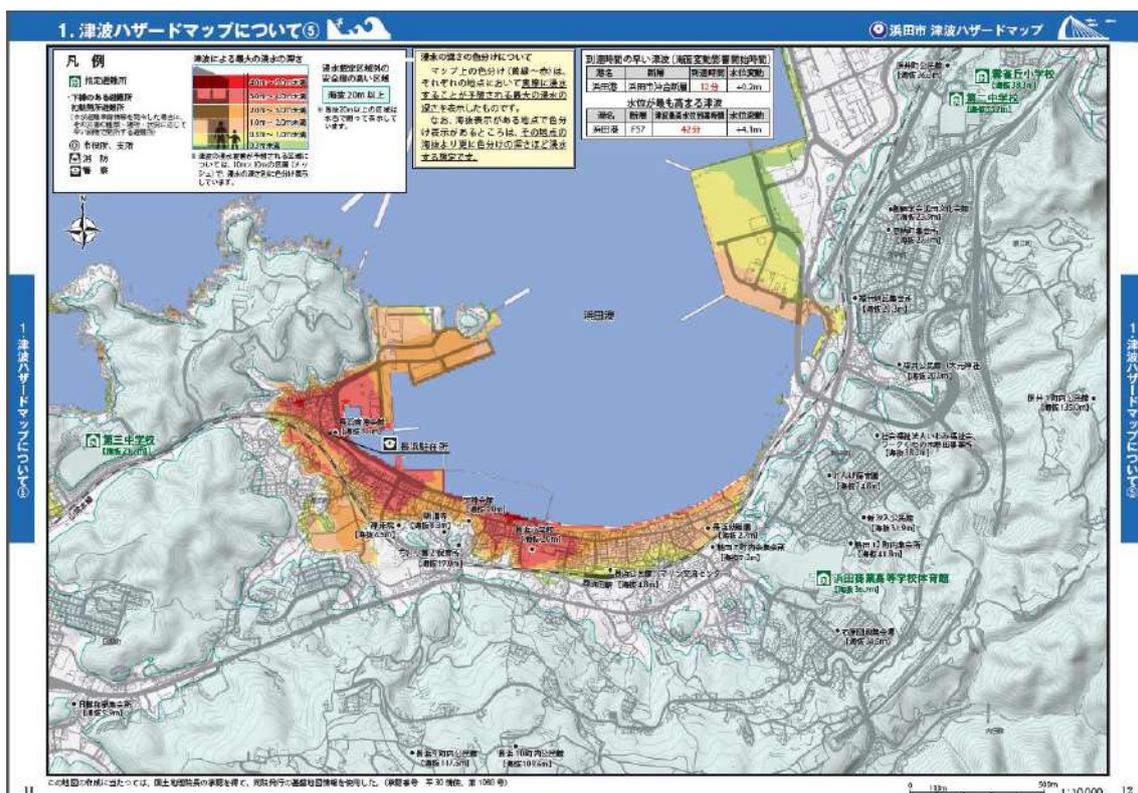
レベル 2：概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波。

2 市民への周知等

平成 31 年 4 月広報の配布に合わせてハザードマップを市内全戸へ配布します。

併せて、行政連絡員会議や浜っ子タイムズ、出前講座等で周知を図ります。

3 ハザードマップ《抜粋》



《抜粋》

2. 避難に備える

2-3. 津波から命を守る行動を知る

津波ハザードマップで自宅や家族に関する場所の浸水の深さ(津波による最大の深さ)を確認しましょう。また、地震・津波から命を守るために、いざというときの行動や避難の方法を普段から想定し、適切に避難しましょう。

地震発生! 緊急地震速報

立てられない揺れ

▶身の安全を確保する!

まず低く 頭を守り 動かない

- 倒れてくる家具や落下物に注意する
- ドアや窓を少し開けて、逃げ道を作っておく
- 車にいた場合は、道路の左側に寄せる

緊急地震速報

緊急地震速報は、最大震度が5以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に発せられ、テレビやラジオなどで放送されるほか、緊急速報メールなどでも情報を入手できます。

地震から 1~2分 落ち着いて状況を把握 情報収集する

強い揺れがおさまったら・・・

▶情報を収集する!

津波・大津波警報の有無を確認

津波情報 避難情報

津波による浸水の発生が予想される場合には、約3分後を目安に大津波警報、津波警報または津波注意報が発せられます。

津波発生 注意報、警報が発表、市から避難指示(緊急)が発令されたらすぐ避難!

▶津波の危険がある区域 (津波浸水想定区域の中にある方)

水平浸水(青) 津波浸水想定区域の外へ移動。より早く、高い所へ避難。

逃げ遅れたら

▶津波の危険がない区域

余震や火災から避難する! 出火防止対策をする。ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切って避難する。消火・救出活動をする。隣近所で協力し合い、消火や救出を行う。また、あわてず逃げ遅れなどに備える。壊れた家には入らない。

余震に注意して近くの公園やグラウンドへ

津波浸水には近づかないようにしましょう。

▶津波の危険がある区域 (津波浸水想定区域の中にある方)

垂直浸水(黄色) 近くで天井までの3階以上へ避難。避難に入らぬ。安全かどうかを確認する。

▶津波の危険がない区域

余震に注意して近くの公園やグラウンドへ

津波浸水には近づかないようにしましょう。

●発表される津波警報、注意報

予想される津波の高さ(男女基準)	巨大地震の場合の浸水	取るべき行動
10m超(10m~)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が発令されるまで安全な場所から離れないでください。
10m(5m~10m)		
5m(3m~5m)	高い	海の中にいる人はただちに高から上がって、海岸から離れてください。津波警報等が発令されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。
津波警報 3m(1m~3m)		
津波注意報 1m(20cm~1m)	—	—

津波到達

はじめの到達から少なくとも5~8分間、津波は何度も押し寄せます。※沿岸部は直ちに警戒!

気象庁 津波警報等の解除

消防隊 避難指示(緊急)の解除

地延や自宅付近の安全を確認

地震、津波の危険がなくなったら

▶自宅が被災して帰宅できない場合

避難所や 避難所での生活について 避難するのしるしをのり、お持ちの心算をしましょう。

▶自宅に被害がない場合

帰宅経路の安全を確認の上、帰宅する

4 その他

洪水、土砂災害について説明している防災ハザードマップに関しては、平成 31 年度に想定最大規模の洪水浸水想定区域図が島根県により作成された後、平成 32 年度に作成予定としています。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報は、島根県のホームページ「マップ on しまね」からも確認ができます。

URL <http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/G0303A>

浜田市公衆無線 LAN の運用開始について

1 浜田市公衆無線 LAN「Hamada Free Wi-Fi」の運用を開始しました

市内公共施設に無料で使える公衆無線 LAN「Hamada Free Wi-Fi」を整備し、2月から運用を開始しました。

Hamada Free Wi-Fi が利用できる施設は次とおりです。

No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名
1	本庁市民ロビー	13	久佐公民館	25	白砂公民館
2	金城支所	14	今福公民館	26	黒沢公民館
3	旭支所	15	美又公民館	27	井野公民館
4	弥栄支所	16	波佐公民館	28	JR 浜田駅・市民サロン
5	三隅支所	17	小国公民館	29	石央文化ホール
6	浜田公民館	18	木田公民館	30	お魚センター駐車場
7	石見公民館	19	和田公民館	31	金城総合体育館
8	長浜公民館	20	都川公民館	32	旭保健センター
9	周布公民館	21	市木公民館	33	弥栄会館
10	大麻公民館	22	杵束公民館	34	アクアみすみ
11	美川公民館	23	三隅中央会館		
12	国府公民館	24	岡見公民館		

2 Hamada Free Wi-Fi の特徴

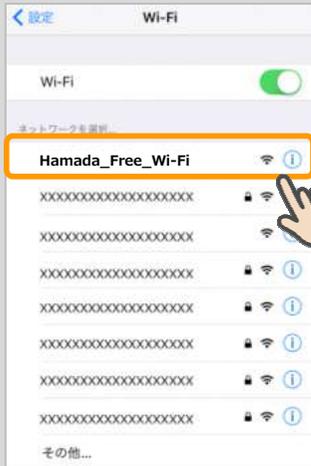
- (1) 簡単な登録で無料利用できます
- (2) 災害時には登録不要で利用できる「災害時モード」を提供します
- (3) 全国規模でサービスを提供する Wi-Fi 提供サービスで接続できます

【このステッカーのある施設で「Hamada Free Wi-Fi」を提供しています】



Hamada_Free_Wi-Fi 接続ガイド(メール認証方式)

1. Wi-FiをONにしネットワーク一覧画面から「Hamada_Free_Wi-Fi」をタップします。



2. ポータル画面を表示します。
【iPhone】自動的にポータルサイトが表示されます。
【Android】「Wi-Fiネットワークにログインが必要」をタップします。

【Android】



【iPhone】



3. メールアドレスを入力し、「仮登録」をタップします。



4. 「送信」をタップします。



5. 仮登録完了画面に遷移します。



6. 仮登録したメールアドレスに本登録メールが受信されます
下記URLをクリックします



7. インターネットへの接続が完了します。



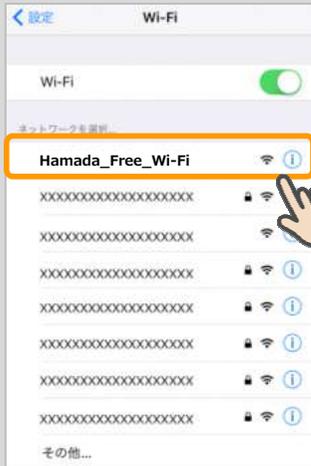
8. 「浜田市観光協会公式サイト」のHPへ、リダイレクトされます。



- ! 注意 ! -
登録のためには、認証メールの受信が必要です。
迷惑メールフィルタを設定されている場合は、
[@wifi-cloud.jp](http://wifi-cloud.jp)
を迷惑メールの対象外に設定してください。

Hamada_Free_Wi-Fi 接続ガイド (SNS認証方式)

1. Wi-FiをONにしネットワーク一覧画面から「Hamada_Free_Wi-Fi」をタップします。



2. ポータル画面を表示します。
【iPhone】自動的にポータルサイトが表示されます。
【Android】「Wi-Fiネットワークにログインが必要」をタップします。



3. SNSのアカウントボタンをタップします。
※Yahoo!JAPAN IDの場合



4. Yahoo!JAPANアカウントのログイン画面に遷移します。



5. メールアドレスを入力します。
※ Yahoo!JAPAN IDの場合



6. パスワードを入力します。
※Yahoo!JAPAN IDの場合



7. インターネットへの接続が完了します。



8. 「浜田市観光協会公式サイト」のHPへ、リダイレクトされます。



- ! 注意 ! -
この画面では、Yahoo! JAPAN IDを例としてお示ししています。アドレス/IDやパスワードは認証に利用する各SNSサービスに各自で登録したアドレス/IDやパスワードを入力する必要があります。
また、SNSによっては認証画面が例と異なる場合もありますので、画面の指示にしたがって登録を行ってください。

シングルペアレント就労人材育成事業の進捗状況について

1 第 6 期生募集の経過と結果（平成 30 年度生の追加募集）

- (1) 研修生募集 平成 30 年 4 月 13 日～7 月 31 日 定員 3 名、6 名応募
- (2) 最終審査の結果
 - ア 合格者数 2 名
 - イ 住所地 京都府、茨城県
 - ウ 年代別内訳 40 代、30 代
 - エ 子どもの人数 3 名
 - オ 受入施設 (有) ホットケアセンター
- (3) 研修開始 平成 30 年 9 月、平成 31 年 1 月よりそれぞれ研修開始

2 第 7 期生募集の経過と結果（平成 31 年度生の募集）

- (1) 研修生募集 平成 30 年 10 月 12 日～11 月 20 日 定員 4 名、3 名応募
- (2) 最終審査の結果
 - ア 合格者数 1 名
 - イ 住所地 岩手県
 - ウ 年代別内訳 40 代
 - エ 子どもの人数 1 名
 - オ 受入施設 (有) ホットケアセンター
- (3) 研修開始 平成 31 年 4 月より研修開始予定
- (4) 追加募集 定員に満たないため、引き続き募集を行う。

3 第 7 期生受入後の事業の実績（見込み）

- (1) 転入者数 研修生（修了者を含む）9 名、子ども 13 名 合計 22 名
- (2) 転入者の自治区別内訳
自治区別転入者数（1～7 期生）

自治区	研修生	子ども	合計
浜田	5 名	7 名	12 名
金城	1 名	1 名	2 名
旭	2 名	4 名	6 名
弥栄	1 名	1 名	2 名
合計	9 名	13 名	22 名

4 業種の拡大

これまでの介護サービス業に加え、業種を広げることによりシングルペアレント受け入れの間口を広げるとともに、定着の安定を図る。

- (1) 指定業種 介護サービス事業、建設業、タクシー事業
- (2) 開始時期 平成 31 年 4 月（第 8 期生の募集より）

浜田 de しごと合宿インターンシップ事業について

1 事業概要

U・I ターン検討者に対し、体験ツアー等を通じて浜田市内の事業所や地域の魅力を発信してインターンシップの受け入れに繋げるとともに、市内事業所及び地域への理解を深めていただくなかで、U・I ターン就業者の確保と定住促進を図る。

2 取り組み状況

(1) 特設ウェブサイトの構築

特設ウェブサイトを構築し、インターンシップの受入情報及びイベント情報を発信した。

(2) イベントの開催

周知イベント及び体験ツアーを実施してインターンシップへの参加を促した。

[浜田暮らし 交流イベント in 広島]

- ① 日 時 平成 30 年 10 月 5 日（金）19 時～20 時 30 分
- ② 場 所 TRIPLE cafe（広島県広島市中区）
- ③ 参加者 1 名
- ④ 内 容 市の概要説明、U・I ターン就業者を交えた浜田暮らしの座談会

[浜田暮らし体験ツアー]

- ① 日 時 平成 30 年 11 月 9 日（金）～ 11 月 11 日（日）
- ② 場 所 浜田市内
- ③ 参加者 4 名
- ④ 内 容 受入事業所見学、市内 U・I ターン者との交流会、神楽鑑賞等

3 インターンシップの状況

(1) インターンシップ概要

受入事業所 13 社とマッチングの上、短期のインターンシップを実施した。

(2) 募集及び受入期間

平成 30 年 9 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日

(3) 定 員

5 名程度

(4) 受入状況

2 社で延べ 3 名【内 訳】食品製造業 2 名 / 設備管理業 1 名

4 課題と今後の対策

(1) 課題

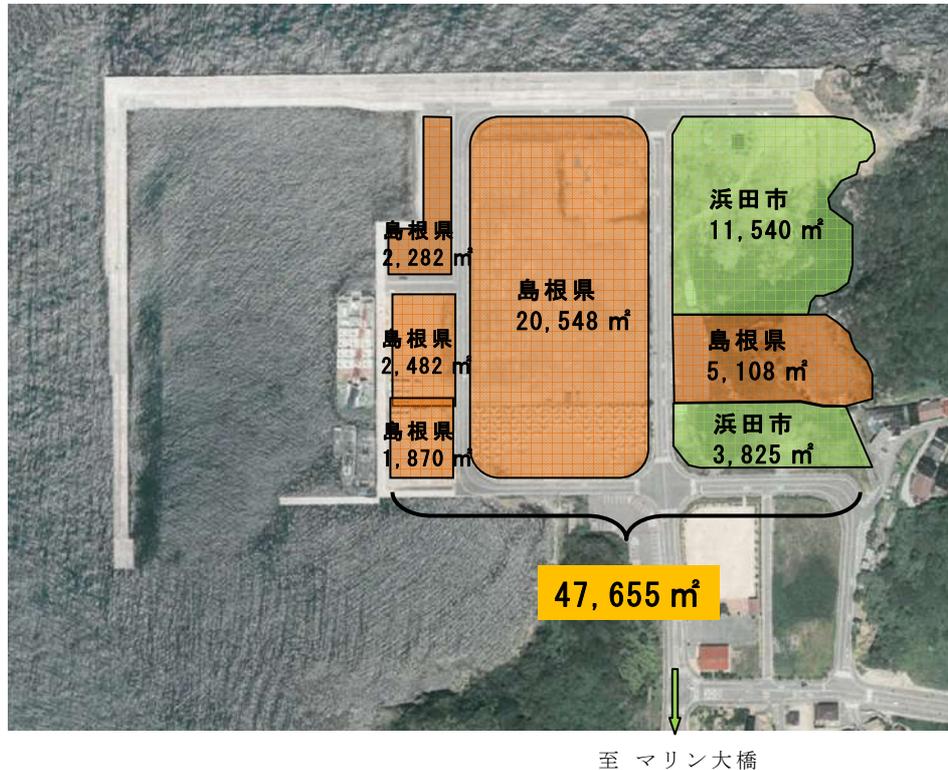
- ・ ターゲットとする20～30歳代の層に効果的に情報を届ける仕組みづくり。
- ・ U・Iターン検討者の参加意欲を高めるインターンシップ企画の魅力づくり。

(2) 今後の対策

- ・ ターゲットが存在する都市部において、市県等の関係団体や出身者会等のネットワークを積極的に活用するとともに、SNS等による情報発信に工夫を加え、集客を強化する。
- ・ 総花的にならないよう、体験ツアーやインターンシップに特徴を出せるようなプランを企画し、U・Iターン検討者等の参加につなげる。

瀬戸ヶ島埋立地の活用に向けた取組について

1 埋立地の状況



2 新たな水産事業の事業化に向けた取組について

(1) 「瀬戸ヶ島埋立地における水産事業実行可能性調査報告書」を報告

- ・平成 29 年 6 月 27 日 総務文教委員会
- ・平成 29 年 6 月 29 日 産業建設委員会

(2) 事業を行う事業者の核となる企業を探すため、企業等を訪問

- ・平成 29 年度 12 社 延べ 27 回の面談（水産会社、商社、食品メーカー等）
 - ・平成 30 年度 8 社 延べ 16 回の面談（水産会社、漁具メーカー等）
- （平成 31 年 2 月 1 日現在）

(3) 水産事業実施について企業等から頂いた主な課題

- ・10 年前頃から各社で養殖事業等の事業展開が広がっており、現在ピークを超えたところなので、新たに事業を行うには難しい時期だと思われる。
- ・ある程度大規模の事業を想定した場合、天然魚については、浜田漁港は

- 高単価の魚種の水揚げが少ない。養殖とセットで考えるべきではないか。
- ・ 養殖魚については、他地域の養殖魚を扱うよりも現地で養殖を実施したいが、埋立地湾内は水深が浅く、水交換も少ないため、海面養殖には不向き。馬島東側の防波堤内側は水深はあるが狭く、外側は外洋に直接面しており、実験的な技術導入が必要
 - ・ 周辺海域の海水温について、ブリを養殖で育てるには水温が低い。鮭鱒類には高めであり、他地域と出荷時期が重なるので、優位性がない。
 - ・ 瀬戸ヶ島の場合は、埋立地を活用した陸上養殖が考えられるが、海面養殖と比較してコストが高く、何らかの優位性が必要

(4) 水産事業の事業化に向けた今後の方針

- ・ 2年間取り組んだ企業訪問は終了
- ・ 地下海水を活用した陸上養殖に興味を持つ企業があり、協議を継続。地下海水の水量、水温、水質によっては、優位性につながる可能性がある。島根県とも協議中
- ・ 海藻の養殖には適地であり、地元事業者で希望があれば対応。現在、埋立地湾内で浜田水産高校がワカメの養殖を試行されている。他県ではコンブ養殖の事例もあり、それを餌にアワビの養殖を行うケースもある。

3 渚の交番計画（民間事業：助成事業手続き中）

- ・ 瀬戸ヶ島埋立地を拠点に水辺の環境保全、安全指導、パトロール・救助活動などを行っているNPO法人浜田ライフセービングクラブと、同所で塩作りやKIDS海体験プログラムなどを行っている「浜田の海で生活する会」が一緒になって、海洋教育の取組を拡大していくため、その拠点施設として、日本財団の支援を受けて「渚の交番」を建設する予定
- ・ 渚の交番本部は越波を避けて市有地南側に建設し、塩工場は現在の隣接地に建て替える計画
- ・ 市は、瀬戸ヶ島埋立地の市有地部分を貸し付けるとともに、学校教育及び社会教育における海洋教育プログラムの実現に取り組む。

《事業主体》

NPO法人浜田ライフセービングクラブ

《今後の予定》

- 平成 31 年 7 月 渚の交番建設工事着工
- 平成 32 年 2 月 渚の交番完成
- 平成 32 年度 渚の交番オープン

《主な事業》

(1)海の安全・安心

- ・海岸パトロールの事業化
- ・海水浴場、各種海辺イベントのガード
- ・消防等関係機関との合同訓練の実施
- ・新たなメンバー、ライフセーバーの育成・確保、潜水士の育成

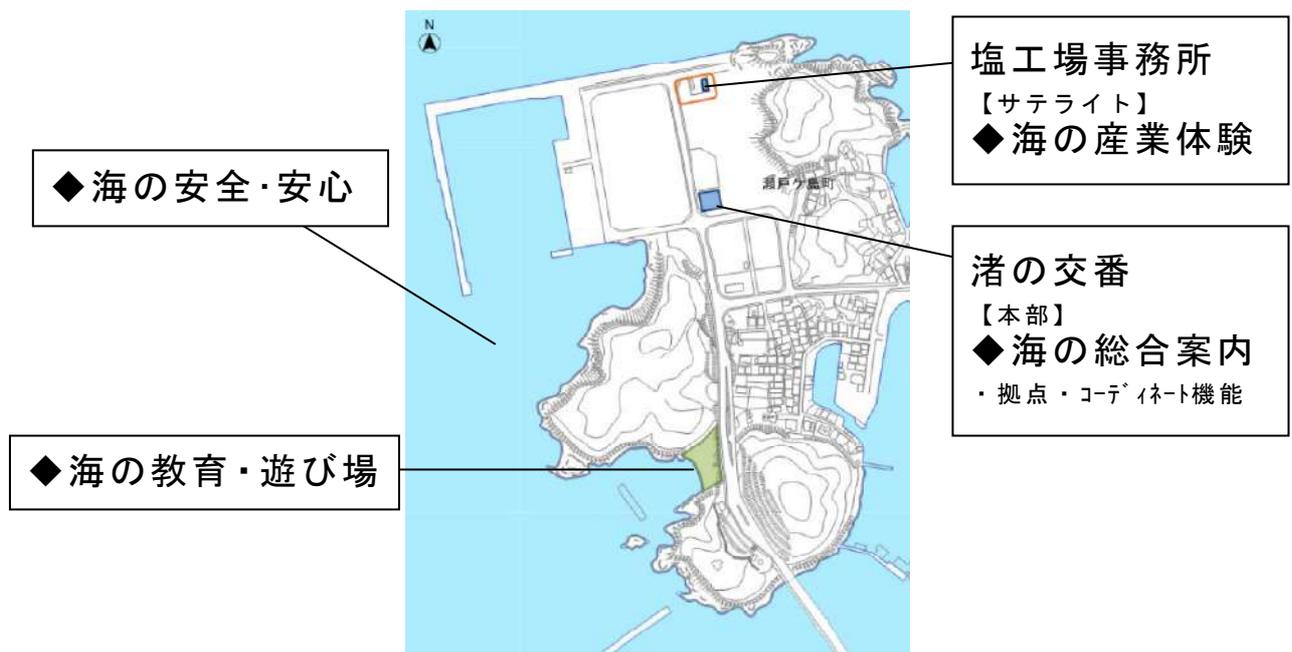
(2)海の教育・遊び場

- ・市の「海洋教育プログラム」の構築に協力
- ・講演会・セミナー（安全安心、環境など）の実施
- ・マリンスポーツ事業の実施、マリンスポーツイベント・大会の招致
- ・海辺の遊び事業

(3)海の産業体験

- ・藻塩づくり体験
- ・海苔等海藻類の養殖及び加工、体験

《位置図》



《日本財団「渚の交番プロジェクト」とは》（日本財団HPより抜粋）

- ・渚の交番プロジェクトは、海辺の様々な活動、活動に係る人そして情報を横断するような拠点を整備するプロジェクトです。これにより、地域の海辺をフィールドに活動している団体だけに限らず、地域の様々な団体や活動を横断的に連携させ、点ではなく面で海辺の安全と安心を向上させ、誰でもアクセスできる楽しい海創りに取り組んでいます。
- ・2018年8月1日現在、全国6カ所に拠点を設置しています。

開設年	名称	所在地	管理団体
2009年	青島渚の交番	宮崎県宮崎市	宮崎市観光協会、 宮崎市ライフセービングクラブ
2014年	渚の交番小浜	福井県小浜市	社会福祉法人コミュニティネットワークふくい、 NPO法人福祉ネット後援会
2014年	渚の交番御前崎	静岡県御前崎市	一般社団法人御前崎スマイルプロジェクト、 静岡県御前崎市
2016年	磐田渚の交流館	静岡県磐田市	NPO法人マリプロジェクト
2016年	はざこ渚の交番	大分県佐伯市	NPO法人おおいた環境保全フォーラム
2018年	渚の交番島戸	山口県下関市	NPO法人コバルトブルー下関ライフセービングクラブ

浜田市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

「地方税法の一部を改正する法律」等が例年3月31日に公布、一部を除いて4月1日から施行されます。この改正に伴い、浜田市税条例等の一部を改正する条例を4月1日に施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分により、平成31年3月31日の条例改正を予定しています。

主な改正概要は、次のとおりです。

1 個人住民税関係

(1) 住宅ローン控除の拡充（平成31年10月1日～平成32年12月31日）

消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年⇒13年）する。

(2) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

	森林環境税（仮称）
納税義務者等	国内に住所を有する個人に対する国税
税率	年額1,000円
賦課徴収	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
施行時期	平成36年度～

	森林環境譲与税（仮称）
仕組み	森林環境税（仮称）の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与する仕組み。
譲与基準	森林環境譲与税（仮称）の9割は市町村に対し、1割は都道府県に対し、次の基準で按分して譲与する。 ・私有林人工林面積按分 50% ・林業就業者数按分 20% ・人口按分 30%
（参考）	浜田市への譲与税試算額：平成31年度 21,528千円
用途等	間伐や担い手確保、木材利用促進等の森林整備費用
施行時期	平成31年度～（注1）

（注1）平成31年度から平成35年度までの間の森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充当

（裏面へ）

(3) ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう制度の見直しを行う。この改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

総務大臣による（ふるさと納税対象）指定基準（抜粋）

- ・ 返礼品の返戻割合を3割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品（注2）とすること

（注2） ・ 当該地方団体の区域内において生産された物品又は提供される役務等
・ 区域内で生産された一次産品、区域内の漁港で水揚げされた海産物
・ 当該地方団体を訪問して宿泊することが条件として付された旅行
・ 区域内で原材料の主要部分を生産し、加工等を区域外で行うもの 等

（参考）浜田市における返礼品の見直しについて

上記の基準制定を踏まえ、平成30年12月31日までの寄附受付をもって、一部の取り扱い産品を見直し済み。

- ・ 邑南町特産品、江津市地ビール 等

(4) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じる。

2 軽自動車税

(1) グリーン化特例（軽課）の見直し及び2年間延長

消費税率引き上げに配慮し、現行の特例措置を2年間（平成33年度まで）延長した上で、グリーン化特例（軽課）の対象を電気自動車等に限定する見直しを行う。

三輪以上の軽自動車（乗用）

【改正前】平成33年度まで

区 分	軽減率
電気軽自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
H32年度燃費基準+30%達成車	50% 軽減
H32年度燃費基準+10%達成車	25% 軽減

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両又は平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限る。

電気軽自動車等を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

【改正後】平成34年度から

区 分	軽減率
電気軽自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
H32年度燃費基準+30%達成車	軽減 なし
H32年度燃費基準+10%達成車	軽減 なし

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両又は平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限る。

3 施行日

平成31年4月1日（一部を除く）

浜田市立学校統合計画審議会（答申）について

【1】 諮問事項

- 1 小・中学校の適正規模及び適正配置について
 - (1) 小規模校のあり方について
 - (2) 通学条件、学校施設の更新、地理的要因や地域事情等を踏まえた小・中学校の配置及び通学区域の見直しについて
- 2 小・中学校の建設計画の基本方針について

【2】 浜田市立学校統合計画審議会の開催状況

	年月日		会議内容
第1回	平成 29 年 5 月 24 日	委員委嘱・諮問・資料説明	児童生徒の状況 (H29) 学校施設状況
第2回	平成 29 年 8 月 10 日	委員変更 (1 人) 資料説明・審議	学校間距離 県内の状況
第3回	平成 29 年 11 月 9 日	学校施設確認	雲雀丘小・石見小・国府小
第4回	平成 30 年 1 月 10 日	資料説明・審議	施設確認した学校の再確認 通学区域
第5回	平成 30 年 5 月 10 日	委員変更 (1 人) 資料説明・審議	児童生徒の状況 (H30) 老朽化の著しい学校
第6回	平成 30 年 7 月 5 日	委員変更 (1 人) 審議	協議①雲雀丘小・美川小
第7回	平成 30 年 8 月 9 日	審議	協議②石見小・松原小
第8回	平成 30 年 9 月 14 日	審議	協議③第二中・第四中
第9回	平成 30 年 9 月 25 日	審議	協議④第四中、全体確認
	平成 31 年 1 月 8 日	会長・副会長会議	答申書 (素案) 調整
第10回	平成 31 年 1 月 29 日	審議	答申書 (案) 審議
	平成 31 年 2 月 1 日		修正答申書 (案) 送付・内容確認
	平成 31 年 2 月 8 日	会長協議	答申書 (案) 最終調整
	平成 31 年 2 月 12 日	答申	会長・副会長⇒教育長

【3】 答申書 (別添のとおり)



平成 31 年 2 月 12 日

浜田市教育委員会 様

浜田市立学校統合計画審議会

会 長 木 村 豪 成

浜田市立学校統合計画等について（答申）

浜田市教育委員会から諮問を受けた「小・中学校の適正規模及び適正配置」及び「小・中学校の建設計画の基本方針」について審議を重ねてきましたが、審議会としての成案をまとめましたので、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成 31 年 2 月 12 日
浜田市立学校統合計画審議会

1 はじめに

全国的に少子化が進む中、浜田市においても児童生徒数の減少が続き、平成 39 年度（2027 年度）の児童生徒数は、平成 29 年度の 3,942 人から 380 人余りも減少し 3,558 人になるものと推計されており、それに伴い学校の小規模化も進んでいくこととなります。

また、学校施設の老朽化は進み、小・中学校 25 校のうち 10 校は、築 40 年を経過しており、長期的、計画的な整備、改修が必要であります。

そうした状況の中、当審議会では、浜田市教育委員会から

1 小・中学校の適正規模及び適正配置

(1) 小規模校のあり方

(2) 通学条件、学校施設の更新、地理的要因や地域事情等を踏まえた小・中学校の配置及び通学区域の見直し

2 小・中学校の建設計画の基本方針

について諮問を受け、学校施設の老朽化、劣化の著しい学校に視点を絞り、子どものためのより良い教育環境の提供という観点から、慎重に審議してきました。

2 審議に当たって

諮問を受けた項目を審議するに当たっては、次の点に留意しました。

- 1 学校が効果的な教育活動や学校運営を行い、子どもたちの人としての力を育むためには、日々の学習における確かな学力向上はもとより、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などの力を育む必要があるとともに、運動会や文化祭などの学校行事、クラブ・部活動等においてもある程度の規模の集団を形成し、社会性や規範意識を身に付けていくことが必要であること。
- 2 小規模校においては、一人ひとりの子どもに目が行き届くなど小規模校なりの良さもあるが、子ども同士の交流の範囲が狭く、集団教育活動の機会も少ないなど、教育環境は決して良好とはいえないこと。また、教職員配置が少人数であるため学校経営上も厳しい状況であること。
- 3 厳しい財政状況は想定されているが、学校施設の老朽化が進んでおり、より良い教育環境を提供するためにも、長期的、計画的な整備が必要であること。

こうしたことを踏まえつつ、今回の 10 年間の計画としては、学校施設の老朽化対応を最優先とすべきとの方向性を持って重点的に審議をしました。

3 答申の内容

(1) 小・中学校の適正規模及び適正配置について

① 小規模校のあり方について

極少人数学級（複式学級）の解消を図ることが望ましいが、小規模校には小規模校の良さがあること、また、学校がなくなると地域が寂れるという地域の声があることも承知している。

浜田市内には、美川小学校、今福小学校、波佐小学校、弥栄小学校、岡見小学校の5校に複式学級があり、適正規模という点で課題はあるものの、波佐小学校、弥栄小学校、岡見小学校の3校は、校舎の耐用年数、通学条件の観点から、また、美川小学校、今福小学校の2校は、通学条件の観点から、当面は学校の存続が望ましい。

② 通学条件、学校施設の更新、地理的要因や地域事情等を踏まえた小・中学校の配置及び通学区域の見直しについて

学校施設の老朽化及び少人数の状況を参考に、次のとおり取りまとめた。

ア 雲雀丘小学校を廃校とし、原井小学校への統合を行い、これに伴う通学区域の変更を行うことが望ましい。

現状の施設は、建築後62年を経過し老朽化が著しい状況で、加えて、児童数は、各学年とも10人前後であり、原井町及び笠柄町のみの校区であること、また、未就学児の進学割合の過去の数値を見ると3割程度が他地域へ転居している地域であることから、今後の大幅な増員は考えにくい状況である。

イ 第四中学校を廃校とし、第三中学校への統合を行い、これに伴う通学区域の変更を行うことが望ましい。

現状の施設は、建築後63年を経過し老朽化が著しい状況で、加えて、生徒数は、各学年とも10人前後であり、美川地区における今後の大幅な増員は考えにくい状況である。また、生徒数や教員数も少人数であることから、学校教育や部活動の面において制限されることが多々ある状況である。

なお、通学区域については、中学校進学の際に、同一小学校の児童が分散する現状はあるものの、過去には、学校の統廃合や移転に伴う校区変更を行った経緯しかなく、学校の統廃合を行わない学校については、通学区域の変更は行わないことが望ましい。

(2) 小・中学校の建設計画の基本方針について

学校建設後 40 年を経過している 10 校のうち、雲雀丘小学校、第四中学校は、前記 (1) ②のとおり、統廃合とし、雲城小学校、今福小学校、金城中学校、弥栄中学校については、校舎の耐用年数が 10 年程度あり、地域性を考慮し、現状通りとすることが望ましい。

老朽化している石見小学校、美川小学校、また、耐用年数に到達していないものの劣化度の高い松原小学校、第二中学校の 4 校について審議を行った結果、次のとおり取りまとめました。

- ① 石見小学校については、浜田市の中心に位置する小学校であり、現地付近での建て替えを想定した建設をすることが望ましい。なお、代替地確保が困難な場合には、課題である学校の構造や進入路の問題等を解決した上での現地建て替えが望ましい。
- ② 美川小学校については、極少人数学級（複式学級）の解消が必要な小規模校であり、適正規模に課題はあるが、地域コミュニティの存続や発展の中核的な公的施設と位置付け、総合的に判断し、第四中学校の統廃合後の跡地を活用し、放課後児童クラブ等を含めた複合施設を想定した小学校を建設することが望ましい。
- ③ 松原小学校については、劣化度が高く、建て替えの必要はあるものの、現在の場所が校区の端にあること、また、学校建設や統廃合時には、原井小学校、石見小学校及び三階小学校校区の見直しの検討も必要となることから、次期計画時に検討することとする。
- ④ 第二中学校については、塩害の影響もあり劣化度が高いため、塩害対策も検討した上での現地建て替えが望ましい。

審議を行った 4 校のうち、建て替えとした 3 校の優先順位については、第 1 順位が石見小学校と美川小学校、第 3 順位が第二中学校と考える。

なお、第 1 順位とした石見小学校と美川小学校については、同時検討とし、それぞれの建設用地について、課題が解消した学校から建設する考え方で進めてもらいたい。

4 付帯意見

地域性等を考慮し、現状どおりとした小規模校については、これまで以上に少人数化することが想定されるため、将来的には極少人数学級（複式学級）の解消に努めて、教育環境を整えることが望ましく、今後の統廃合について、児童数の推移や保護者・地域の皆さんの意見も踏まえて、浜田市教育委員会での検討を進めてもらいたい。

5 終わりに

平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 年間に、学校視察も含め 10 回にわたり審議し、今後の浜田市の学校の適正規模及び適正配置、学校の建設計画の基本方針を示すことができたのではないかと思います。

浜田市教育委員会におかれましては、この答申の趣旨に沿い、早期実現に向け努力されるよう要望します。

平成 30 年度島根県学力調査の概要について

浜田市教育委員会

1 調査の概要

(1) 目的

全国学力・学習状況調査等で明らかになった学習指導上の課題の改善状況を検証し、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善に資する。

(2) 調査日 平成30年12月11日（火）

(3) 実施対象学年及び実施教科等

小学校5・6年生：国語・算数

中学校1・2年生：国語・数学・英語

※ 全対象学年に、「生活・学習意識に関する調査」を実施

(4) 用語説明

○「平均正答率」 各学年・教科において、児童生徒個人が正答した問題の割合（％）を県または市町村単位で平均した値。

2 島根県・浜田市全体の平均正答率

		国語	算数・数学	英語
小5	市平均正答率	63.0	56.6	
	県平均正答率	63.0	54.7	
	市-県	0	1.9	
小6	市平均正答率	65.4	57.0	
	県平均正答率	66.8	58.7	
	市-県	-1.4	-1.7	
中1	市平均正答率	66.8	35.2	61.1
	県平均正答率	67.2	38.4	63.7
	市-県	-0.4	-3.2	-2.6
中2	市平均正答率	61.1	32.7	52.6
	県平均正答率	65.4	40.2	56.9
	市-県	-4.3	-7.5	-4.3

3 各教科の状況

(1) 教科の全体的な状況について

- ・小学校5年については、算数は県平均を上回り、国語は同率、小学校6年については、県平均を下回っているが、3P以下の差であり、改善傾向が認められる。
- ・中学校1年については、数学が-3P以上の差、中学校2年については、国語と英語が-3P以上の差、特に数学は-7Pの差があり課題である。
- ・小学校6年については、4月の全国学調と12月の県学調での浜田市と島根県の平均正答率の推移を見ると、-2P以内となっており、各校の取組や学力向上総合対策事業の成果が徐々にではあるが表れてきていると考える。

＜小学校6年生におけるH30年度全国及び県学力調査の平均正答率の差＞

教科	項目	全国学力調査（4月）		県学力調査（12月）
		A問題	B問題	
国語	市平均正答率	68	53	65.4
	県平均正答率	68	55	66.8
	市一県	0	-2	-1.4
算数	市平均正答率	60	46	57.0
	県平均正答率	61	49	58.7
	市一県	-1	-3	-1.7

(2) 各教科の結果からみられる成果（○）と課題（◆）

＜国語＞

- 小学校5年においては、記述式問題や活用問題において、県平均を上回っており、改善に向けての成果が見られる。
- ◆ 小学校5年、6年とも、「読む」領域において、県平均を2P以上下回っている。
- ◆ また、中学校1年、2年については、多くの領域、問題形式において、県平均を2Pから5P下回っている。
- ◆ 全ての問題で、いくつかの資料から、条件に従って、構造化したり読み取ったりすることが求められている。国語の学習であるが、複数の資料から読み取る力が求められており、今後も図書館活用教育や調べる学習等の取組を継続・深化していくことが求められる。

＜算数・数学＞

- 小学校については、小学校5年、6年ともに、記述式問題や活用問題において、県平均を上回っており、改善に向けての成果がみられる。
- ◆ 中学校1、2年では、全ての領域で県平均を下回っている。
積み上げが必要であり、スモールステップによる確実な定着をめざすことや、授業中における「適用問題」の確実な実施等の取組が必要である。また、授業にもメリハリをつけ、問題解決にむけての「スピード」「スタミナ」を育てることも必要となる。

＜英語＞

- 中学校1年、2年ともに、リスニングの内容理解について県平均を上回った。
- ◆ 聞いたり読んだりした内容について、自分なりの考えを言ったり書いたりする領域統合の活動をしていく必要がある。
- ◆ 「読む」活動について、教科書の本文をゆっくり読んで訳すような活動ではなく、「目的をもって読む」「初見の英語を読む」「必要な情報を得るために読む」等の活動をしていく必要がある。
- ◆ 語彙、語形、語法の知識・理解については、基礎・基本の定着のための学習を継続し、学習したことをアウトプットする活動が必要である。

4 生活・学習に関する意識調査の状況

(1) 授業改善に関わること

- ①「授業の中で目標（めあて・ねらい）が示されていた」、②「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいる」、③「自分の考えを発表する機会が与えられていた」、④「授業では、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」、⑤「学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていた」、⑥「自分の考えを深めたり、広げたりすることができた」、⑦「授業の最後に学習内容を振り返る活動をよくおこなっていた」については、「当てはまる、どちらかといえば当てはまる」の割合が、年々上昇している。「主体的で対話的で深い学び」に向けた授業改善が徐々に進んできたためと考えられる。しかし、県全体においても同様に取り組まれている。教職員の意識の向上は見られる点を評価し、質の向上に向けて地道に取り組んでいきたい。

(2) 家庭学習について

- 「1日に1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合」は、小学校5年生は県の割合を上回っている。しかし、小学校6年生、中学校1年生、2年生は下回っている。小学校5年生は、平均正答率が県を上回っていることから、正答率との相関関係は大きいと考える。

(3) メディアについて

- 「1日に2時間以上TVやビデオ、DVDを視聴する児童生徒の割合」「1日に2時間以上ゲーム（TVゲーム、PCゲーム、携帯やスマートフォンのゲームを含む）をする児童生徒の割合」「1日に2時間以上携帯電話やスマートフォンを利用する（ゲームを除く）児童生徒の割合」は、全ての学年において県の割合よりも多く、また、学年が上がるにつれて増加している。「携帯電話やスマートフォン」の使用時間が短い児童生徒の方が、正答率が高い傾向にあることは確かであり、学力向上に向けての大きな課題である。

(4) 読書について

- 「1日に30分以上読書する児童生徒の割合」は、小学校は県よりやや低いが、中学校では県よりやや高くなっている。不読率は中学校で県より低くなる。
- 「読書が好きだ」に「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の割合は、全ての学年で県の割合とほぼ同程度である。授業以外で週1回以上図書館に行く子どもは、全学年で県より高い割合であり、小学校では70%に近く、本に親しんでいる様子が伺われる。

5 今後の対応

- 全ての小中学校への学校訪問指導を実施する。各学校での分析を元にした、各校の対応の説明を受け、各学校の組織的な取組への助言や支援を行う。
- 家庭学習の時間については、小学校では改善がみられてきているが、中学校では依然として課題がある。「メディアへの関わり」については、「テレビ、DVD視聴」を1日2時間以上している割合や、スマホを2時間以上使用する割合も学年を追うごとに増える傾向がみられる。小中連携教育やPTA活動との連携を深めるなどの取組を継続して、「メディアへの適切な関わり」を促し、「家庭学習時間の確保」、「読書時間の確保」等につなげる。
- 新学習指導要領の実施に伴い「主体的で対話的で深い学びへの転換」が求められている。「全ての教科で系統性を踏まえて指導に当たること」「教科横断的な取組を強化すること」等を通して、「指導方法の改善」に努めることが必要である。「図書館活用教育」「算数・数学研究指定校」「協調学習研究指定校」「スーパーティーチャーによる教職員研修」等、教師の「授業力向上に向けた取組」を継続する。
そして、学力向上のためには、学校、学級が「安心、安全で信頼できる場」であることが欠かせない。「学級づくり」等の取組を「チーム学校」として組織的に取り組んでいけるよう支援していくことに努める。

国府公民館有福分館移転に伴う旧有福小学校の改修工事について（報告）

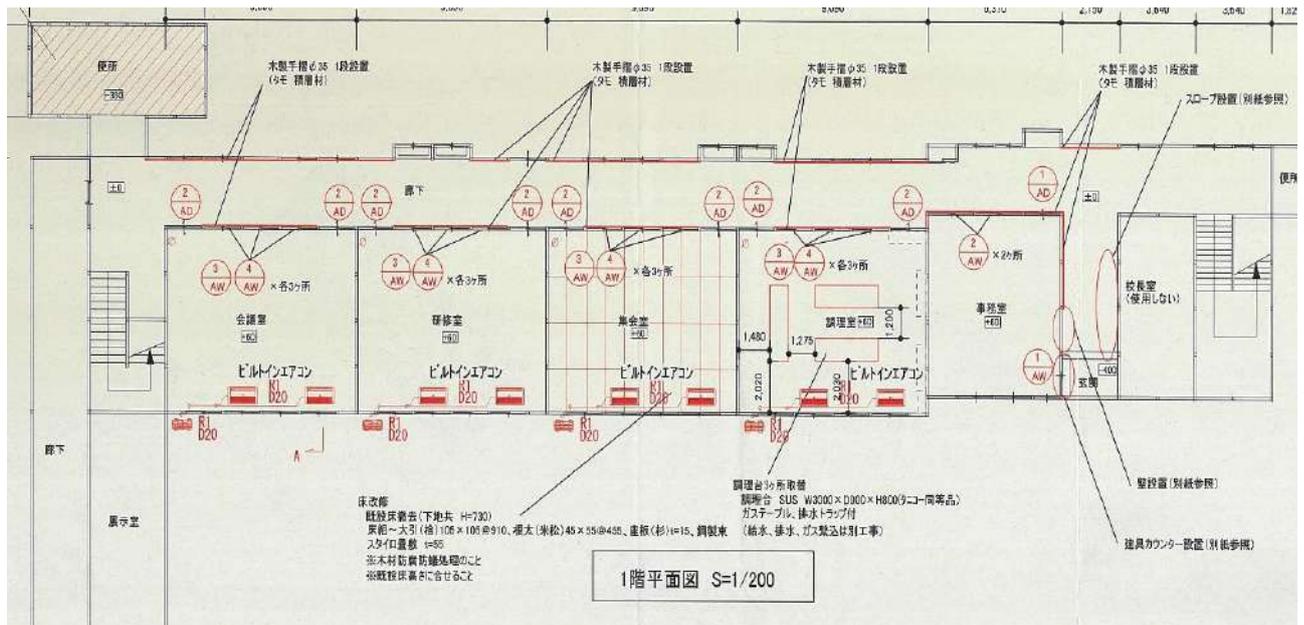
1 概要

現在の国府公民館有福分館を有福小学校統合協定に基づき旧有福小学校に移転するため、旧有福小学校の1階内部を改修する。

2 改修期間及び費用

建築改修工事	平成 31 年 1 月 16 日～3 月 18 日	11, 124, 000 円
電気設備工事	同上	11, 340, 000 円
機械設備工事	同上	9, 374, 400 円

3 平面図



改修概要

1. 建築工事

- ① 玄関改修工事
- ② 廊下手摺設置
- ③ 廊下建具改修工事
- ④ 調理室調理台改修工事
- ⑤ 集会室床改修工事
- ⑥ 便所改修工事
- ⑦ サイン設置工事

2. 電気工事

- ① 動力設備工事
- ② 消防設備工事
- ③ 電灯設備工事

3. 機械設備工事

- ① 調理室調理台給排水等工事
- ② エアコン設置工事
- ③ 便所改修工事

平成 31 年 2 月 28 日
総務文教委員会資料
教育委員会生涯学習課

図書館システム更新作業に伴う臨時休館について

図書館の蔵書管理業務や利用者データ管理、他自治体図書館との連携、ホームページの運用等、図書館運営の中核に関わる図書館システム「LiCS-Re（リック・ス・アールイー;NEC ネクサスソリューション製）」について、後継サービス「LiCS-Re2」にバージョンアップする必要があるため、更新に掛かる下記の日程について浜田市立図書館（全館）を臨時休館します。

記

- 1 作業日程 平成 31 年 4 月 8 日（月）～11 日（木）・5 月 1 日（水祝）
- 2 作業内容
 - ①各端末へのインストール作業
 - ②自動返却機や予約棚サービスなどとの機能連携調整
- 3 バージョンアップによる改善内容
 - ①セキュリティサービスの増強
 - ②検索結果（書影等の表示など）の利便性の向上
 - ③元号改正への対応
 - ④その他将来に向けた機能の拡張

サン・ビレッジ浜田（スケート場）の利用状況等について

1 今年度オープンしてからの利用状況・イベント

[利用状況]

12月 765人 ※27日(木)オープン
 1月 1,870人
 2月 1,374人 ※2月19日までの人数

[イベント]

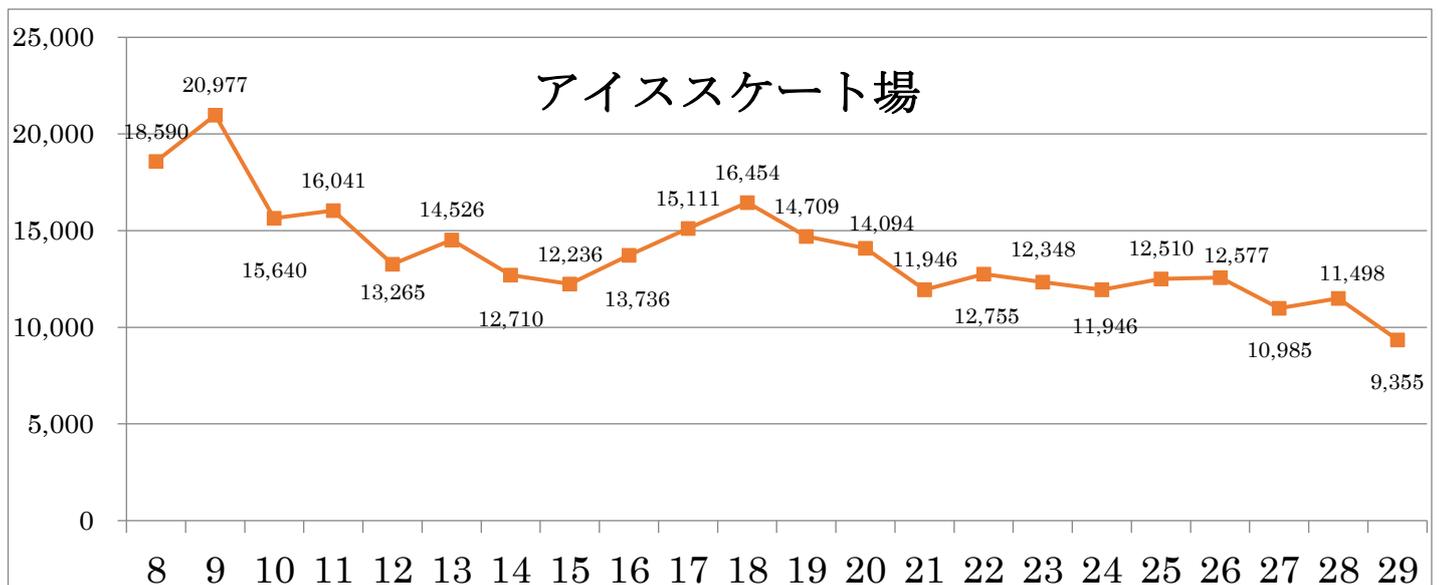
- ・ 12月22日(土)23日(日)
西中国カーリング選手権大会
- ・ 12月27日(木)
リンクオープンイベント 滑走料無料デー (全対象)
- ・ 3月30日(土)
フィギアエキシビジョン他 お楽しみイベント開催 (実施予定)
(フィギア教室生徒によるエキシビジョン、氷上小運動会、氷上縦断ウルトラクイズ、
無料スケート簡単滑走教室)
- ・ 毎週土曜日
フィギュアスケート教室

2 利用者の推移【オープンしてからの利用者数】

アイススケート場オープン期間 10月10日から5月6日まで

単位:人

H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
18,590	20,977	15,640	16,041	13,265	14,526	12,710	12,236	13,736	15,111	16,454
H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
14,709	14,094	11,946	12,755	12,348	11,946	12,510	12,577	10,985	11,498	9,355



3 集客の取り組みとその成果

[取り組み]

- ・周辺地域学校・保育園・幼稚園などへの利用案内の送付
- ・GW中の幼児・小中学生の滑走料の無償(平成30年5月)
- ・スケート滑走定期券の発行
- ・学校利用での特別割引 滑走料・設備器具利用料の減免(半額)
- ・専用利用料金の減免

[成果]

- ・検証はしていないので分からない。
- ・少子化や子供の習い事の多様化の影響で利用者が減少していると思われる。
- ・来年は子供が集まる施設「浜田こども美術館」や「アクアス」等の施設と、広島を視野に高速道路のサービスエリアなどにチラシや割引券を配布して集客を図りたい。